

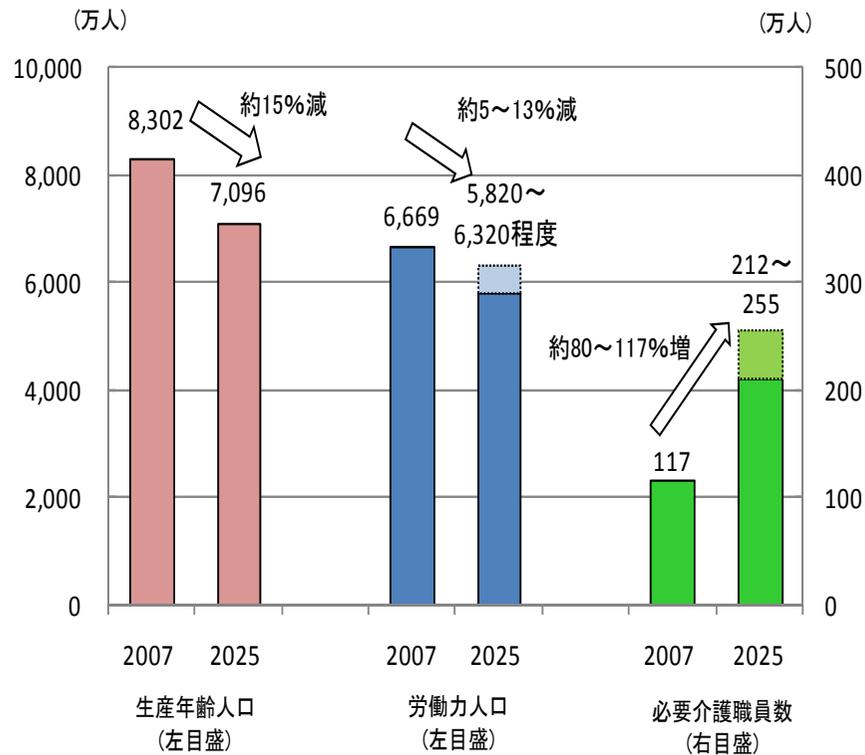
介護人材の現状

平成22年12月7日(火)

介護職員の見通しと介護職員の離職率

- 2007年から2025年にかけて、生産年齢(15~64歳)人口は約15%減少し、労働力人口も約5~13%程度減少すると見込まれる。一方、必要となる介護職員数は倍増すると推計されている。
- 他方、介護職員の離職率は全産業平均より総じて高い。

生産年齢人口、労働力人口、必要介護職員数の見通し(試算)



介護職員・訪問介護員の離職率(全産業との比較)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
全産業平均離職率	16.2%	15.4%	14.6%	16.4%
介護職員・訪問介護員離職率	20.3%	21.6%	18.7%	17.0%
完全失業率	4.1%	3.9%	4.0%	5.1%

(出典等)

○全産業平均離職率……雇用動向調査(厚生労働省統計情報部)

1年間の離職率(%) = 1年間の離職者数 ÷ 1月1日現在の常用労働者数 × 100

○介護職員・訪問介護員離職率……介護労働実態調査(財団法人介護労働安定センター)

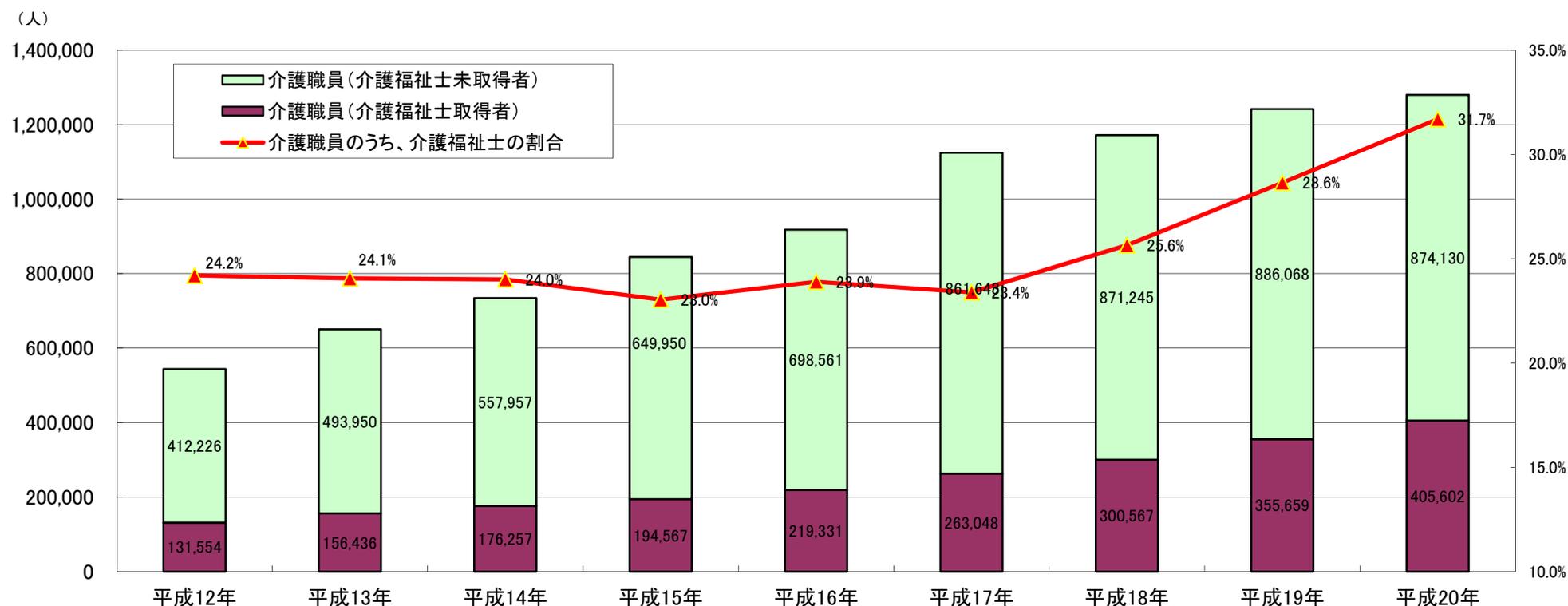
1年間の離職率(%) = 1年間の離職者数 ÷ 1年前の在籍者数 × 100

・「介護職員」 介護保険法での指定を受けた訪問介護以外の介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。
 ・「訪問介護員」 指定訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。

(資料出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18(2006)年12月推計)」、雇用政策研究会「労働力人口の見通し(平成19年12月)」、社会保障国民会議「医療介護費用のシミュレーション」、総務省「労働力調査」、「人口推計」、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

注) 2025年の生産年齢人口は出生中位(死亡中位)推計の値。労働力人口は2017年から2030年の「労働市場への参加が進んだケース」と「進まないケース」が平均的に減少すると仮定して試算したもの。2025年の介護職員数は社会保障国民会議のAシナリオ~B2・B3シナリオの値。

介護職員に占める介護福祉士の割合の推移（実人員）



単位：人（実数）

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年度
合 計	【介護職員】	548,924	661,588	755,810	884,981	1,002,144	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732
	《介護職員》（介護福祉士数把握可能な施設・サービスのみ）[a]	543,780	650,386	734,214	844,517	917,892	1,124,691	1,171,812	1,241,727	1,279,732
	（うち介護福祉士数）[b]	131,554	156,436	176,257	194,567	219,331	263,048	300,567	355,659	405,602
	介護職員のうち、介護福祉士の割合 [b/a*100]	24.2%	24.1%	24.0%	23.0%	23.9%	23.4%	25.6%	28.6%	31.7%

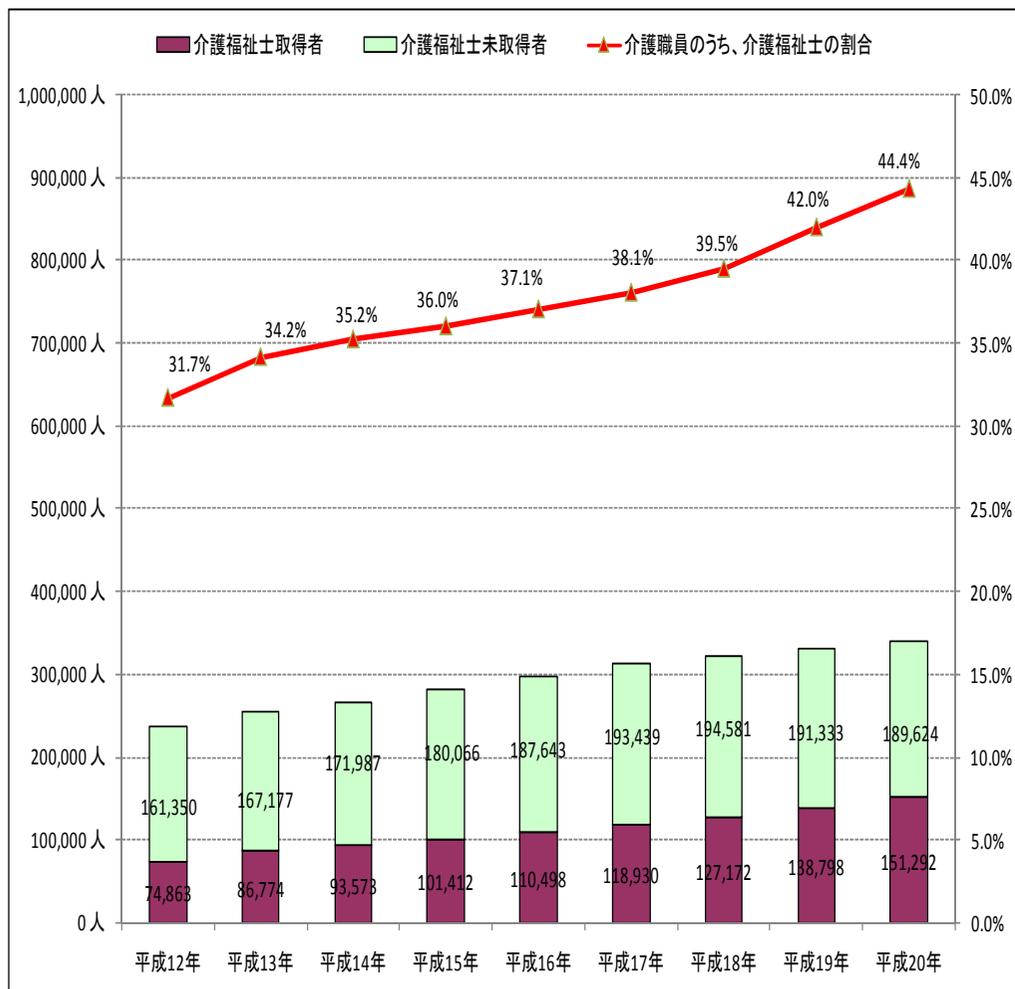
※介護職員数は実人員。

※平成19年以降の在宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

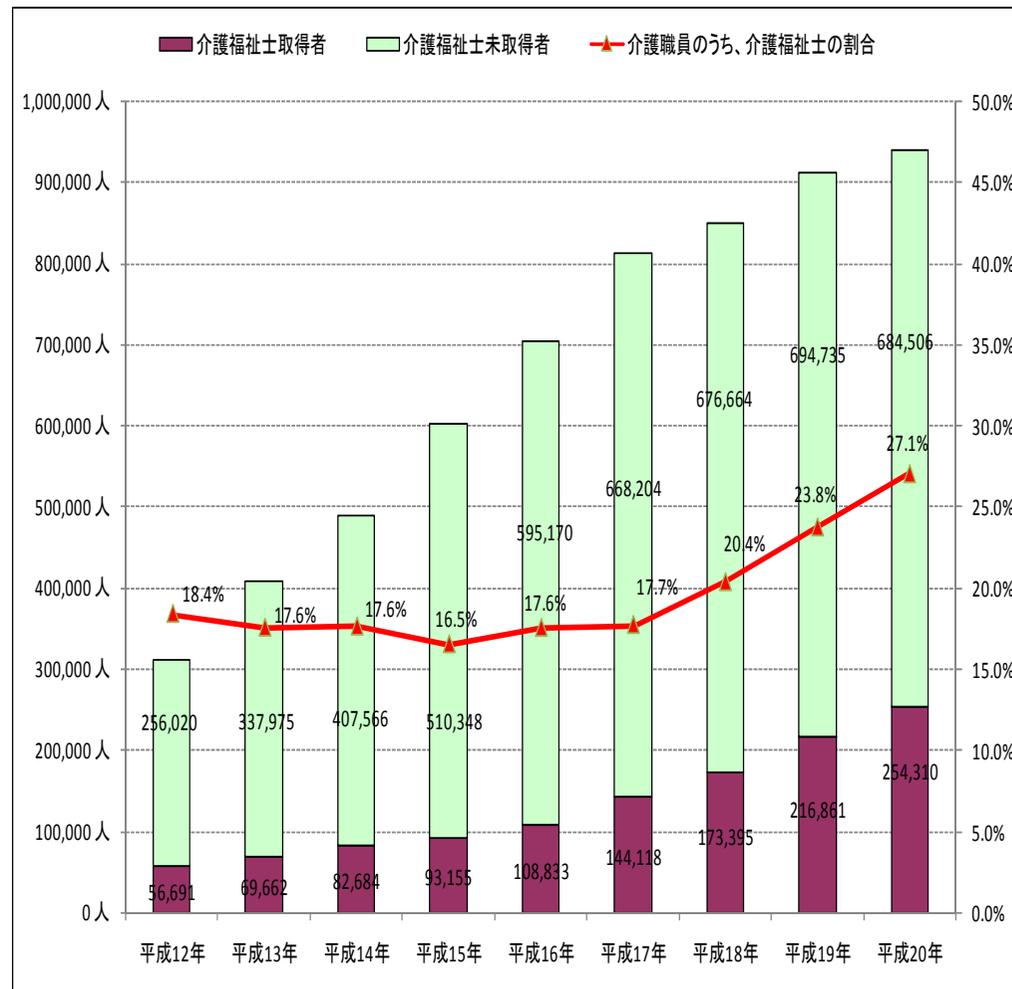
資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

介護職員に占める介護福祉士の割合の推移（サービス類型別）

【施設サービス】



【居宅サービス】



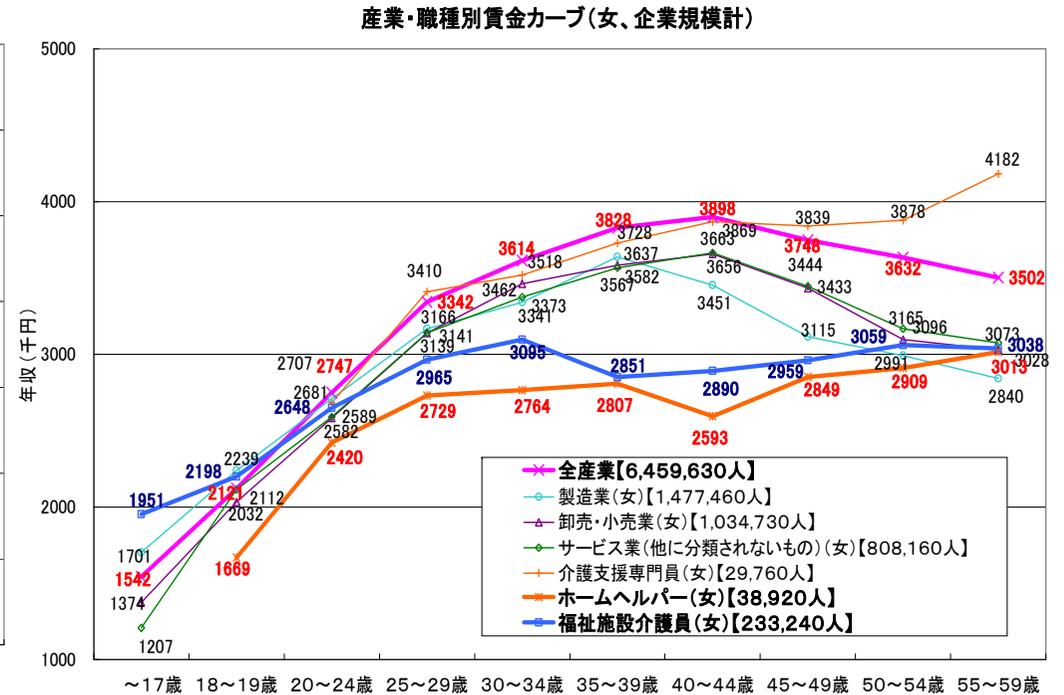
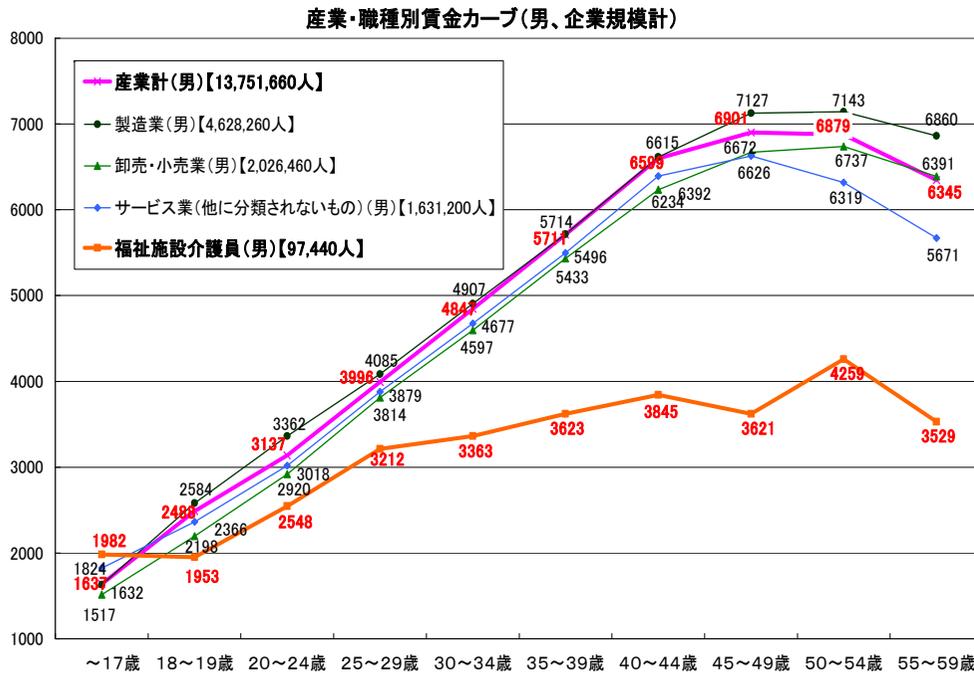
※介護職員数は実人員。

※平成19年以降の居宅サービスには、「夜間対応型訪問介護」、「認知症対応型通所介護」、「小規模多機能型居宅介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「地域密着型介護老人福祉施設」に勤務する介護職員数を含む。

資料出所：「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省大臣官房統計情報部）

介護職員の賃金カーブ

○ 勤続年数や就業形態の違いがあるが、福祉施設介護員の平均賃金は、全産業計と比べて低い。



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査(平成19年)」

※事業所規模10人以上の常用労働者を雇用する事業所に雇用される常用一般労働者について年収を推計したもの。

介護職員処遇改善交付金

- 介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ交付
- 21年10月サービス分から実施し、24年3月までの2.5年分を予算計上
(21年度第1次補正予算 事業規模:約3,975億円)
- 長期的に介護職員を確保・定着させるため、平成22年10月からは、キャリアパス要件(※)を導入。(要件を満たさない場合は交付金が減額)

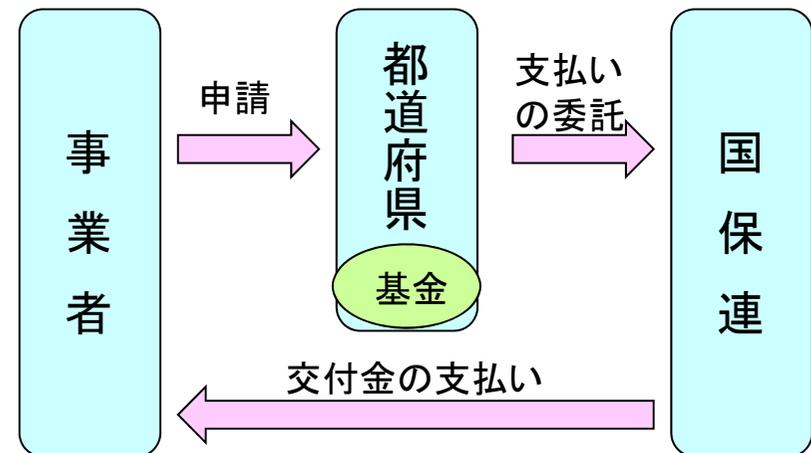
- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 :国費10/10

※ キャリアパス要件

- ① 介護職員の職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件
- ② ①に応じた賃金体系
- ③ ①及び②について、就業規則等で規定し、全ての介護職員に周知

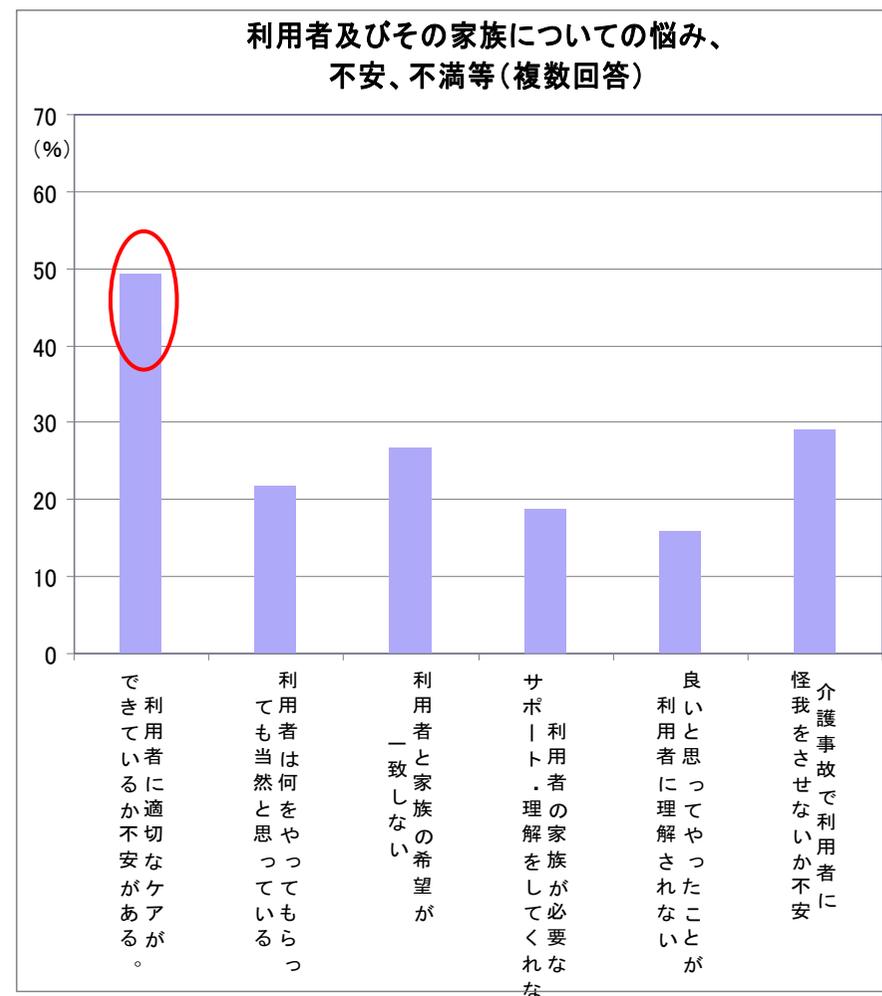
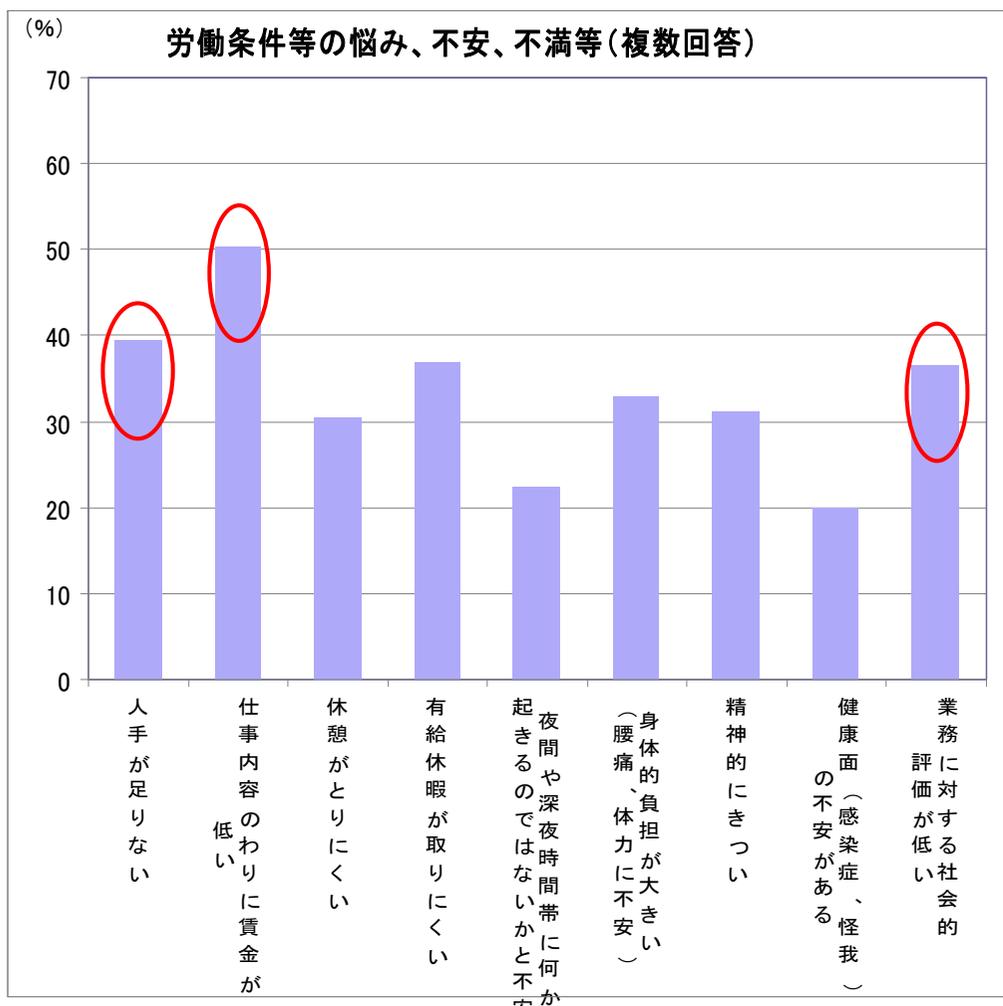
(注)上記によりがたい場合の要件も規定

執行のイメージ



介護職員の働く上での主な悩み、不安、不満等

- 労働条件等の悩み、不安、不満等として、「仕事内容の割に賃金が低い」、「人手が足りない」、「業務に対する社会的評価が低い」といった雇用環境に対する悩みが多い。
- 利用者等に関する悩み等として、「利用者に適切なケアができていないか不安」と回答する介護従事者が最も多い。



(出典) (財) 介護労働安定センター 「平成21年度介護労働実態調査」

介護職員の悩み等の解消策と、事業主が考える離職防止策

- 約4割の介護職員が、働く上での悩み、不安等の解消のためには、介護能力の向上に向けた研修を充実すべきと回答。
- 約4割の事業主は、早期離職防止や定着促進のため、能力開発の充実が必要と回答。

介護職員が働く職場の取り組み状況と働く上での悩み、不安、不満等の解消(複数回答)

	定期的な健康診断の実施	採用時における賃金・勤務時間の説明	事故やトラブルへの対応マニュアル作成等の体制づくり	勤務体制を決める際の職員の要望を聞く機会の設定	介護能力の向上に向けた研修	実務の中で、上司や先輩から指導や助言を受ける機会の設定	介護に関する事例検討会の開催	働き方や仕事内容、キャリアについて上司と相談する機会の設定	介護能力に見合った仕事への配置	事業所の相談援助体制の設定	介護能力を適切に評価するしくみ	介助しやすい施設づくりや福祉機器の導入	その他	役立つと考えられない
十分行われている (n=18,035)	59.4	39.1	38.3	36.5	28.5	27.5	24.5	24.4	17.5	14.8	11.7	10.7	0.5	1.3
役立つと思う (n=18,035)	35.2	29.5	36.4	36.9	43.5	35.6	36.3	39.9	30.2	24.7	31.0	28.9	0.9	0.7

※平成20年度介護労働実態調査(財団法人介護労働安定センター)

介護職員の早期離職防止や定着促進のための方策についての事業者側の認識(複数回答)

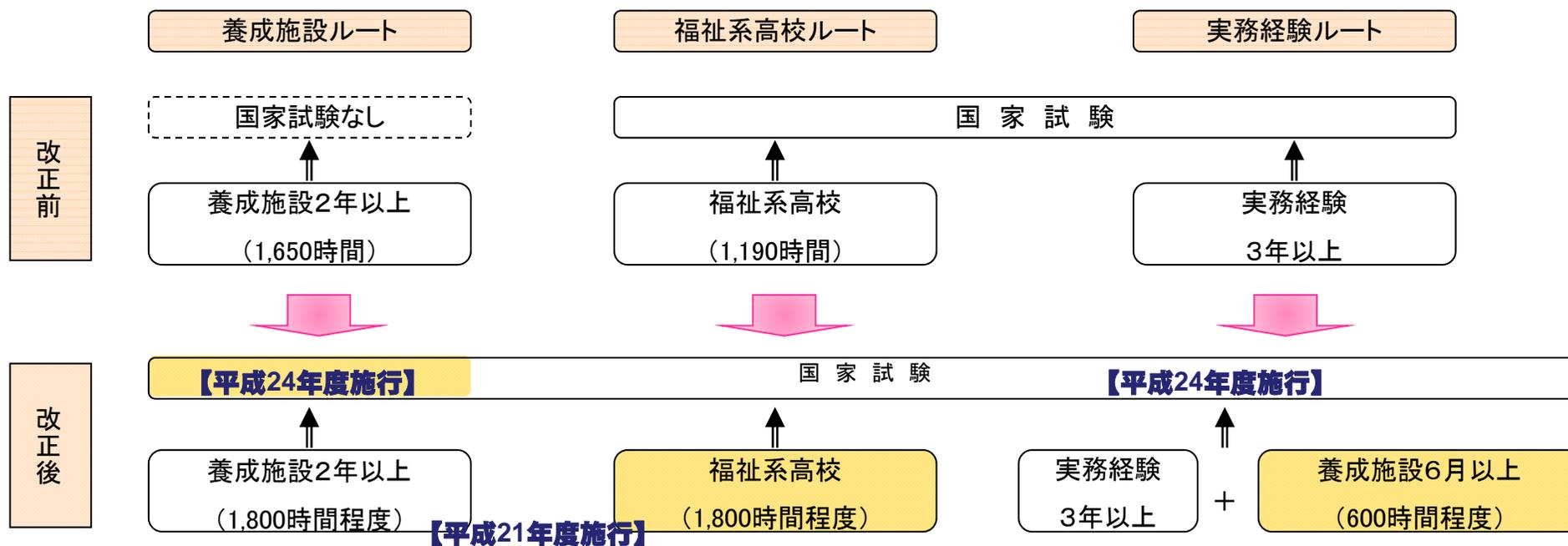
	職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている(定期的なミーティング、意見交換会、チームケア等)	労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞く	賃金・労働時間等の労働条件(休暇をとりやすくすることも含める)を改善する	非正社員から正社員への転換の機会を設けている	能力開発を充実させる(社内研修実施、社外講習等の受講・支援等)	経営者・管理者と従業員が経営方針、ケア方針を共有する機会を設ける	能力や仕事ぶりを評価し、配置や処遇に反映する	福利厚生を充実させ、職場内の交流を深める	健康対策や健康管理に力を入れている	悩み、不満、不安などの相談窓口を設けている(メンタルヘルスケア)	新人の指導担当・アドバイザーを置いている	職場環境を整える(休憩室、談話室、出社時に座れる席の確保等)	離職理由を分析し、早期離職防止や定着促進のための方策に役立てる	子育て支援を行う(子供預かり所を設ける。保育費用支援等)	その他	特に方策はとっていない
全体(n=5,198)	63.4	60.3	52.6	41.4	40.7	35.7	34.0	28.4	25.3	23.1	18.2	17.9	8.8	6.9	1.7	3.7

※平成20年度介護労働実態調査(財団法人介護労働安定センター)

介護福祉士の資格取得方法の見直し

○平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化が図られたところ。

※ 養成施設ルートでの国家試験の義務づけや、実務経験ルートに6か月以上の課程を義務付ける改正は、平成24年度から施行予定であるが、「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会中間まとめ」(平成22年8月)では、施行を3年程度延期すべきとの方向性が示されている。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

【参考】現行の資格取得者数等の状況		【参考】現行の資格取得者数等の状況	
	平成21年度資格取得者	これまでの資格取得者数の累計(平成21年度末)	※平成21年度の国家試験の状況
養成施設ルート	約1.1万人(約13.9%)	約26.5万人(約32.2%)	受験者数 約15.4万人
福祉系高校ルート	約0.5万人(約6.3%)		合格者数 約7.7万人
実務経験ルート	約6.3万人(約79.8%)	約55.7万人(約67.8%)	(合格率約50.2%)
合計	約7.9万人	約82.2万人	

介護職員関係の資格・研修① (訪問介護員の場合のイメージ図)

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

介護職員基礎研修

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤)等

<中級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修1級課程

サービス提供責任者

H24.3に養成
終了予定。介
護職員基礎研
修に一本化の
予定。

<初級レベル>

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程

訪問介護員(新人)等

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修3級課程

H22.4~
介護報酬
算定外

介護職員関係の資格・研修②

	定義	カリキュラム等	資格取得者数 研修修了者数
介護 福祉士	<p>介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者。 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項)</p>	<p>① 厚生労働大臣が指定した養成施設を卒業する方法(24年度から、介護福祉士国家試験に合格することが必要になる予定)</p> <p>2年間・1,800時間</p> <p>② 3年以上介護等の業務に従事した者等が介護福祉士国家試験に合格する方法</p> <p>現行では、24年度以降は、3年以上+600時間となる予定だが、現在、検討中。</p>	<p>81.1万人 (21年9月末現在)</p>
介護職員 基礎研修	<p>介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得することを目的とする。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)</p>	<p>500時間 (講義・研修360時間、実習140時間)</p> <p>※ ホームヘルパー研修課程を修了した者については、実務経験年数により受講を一部免除。</p>	<p>0.6万人 (21年3月末現在)</p>
訪問介護員研 修 (1級・2級課 程)	<p>訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得することを目的とする(1級は、2級課程で修得した知識及び技術を深めること等を目的とする)。 (介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準)</p>	<p>1級:230時間 (講義84時間、演習62時間、実習84時間)</p> <p>2級:130時間 (講義58時間、演習42時間、実習30時間)</p>	<p>1級:18.3万人 2級:284.1万人 (21年3月末現在)</p>

(資料)関係法令等に基づき作成

介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

科目名		時間数
人間とその生活の理解		120時間
社会福祉概論	講義	60時間
老人福祉論	講義	60時間
障害者福祉論	講義	30時間
リハビリテーション論	講義	30時間
社会福祉援助技術	講義	30時間
社会福祉援助技術演習	演習	30時間
レクリエーション活動援助法	演習	60時間
老人・障害者の心理	講義	60時間
家政学概論	講義	60時間
家政学実習	実習	90時間
医学一般	講義	90時間
精神保健	講義	30時間
介護概論	講義	60時間
介護技術	演習	150時間
形態別介護技術	演習	150時間
介護実習	実習	450時間
介護実習指導	演習	90時間
合 計		1,650時間

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

教育内容		時間数
人間と社会		240時間
人間の尊厳と自立		30時間以上
人間関係とコミュニケーション		30時間以上
社会の理解		60時間以上
こころとからだのしくみ		300時間
発達と老化の理解		60時間
認知症の理解		60時間
障害の理解		60時間
こころとからだのしくみ		120時間
介護		1,260時間
介護の基本		180時間
コミュニケーション技術		60時間
生活支援技術		300時間
介護過程		150時間
介護総合演習		120時間
介護実習		450時間
合 計		1,800時間

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

訪問介護員（ホームヘルパー）1級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	老人保健福祉に係る制度及びサービスに関する講義	10時間	演習を行う。
	障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	7時間	演習を行う。
	社会保障制度に関する講義	3時間	
	介護技術に関する講義	28時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する講義	20時間	事例の検討に関する講義を行う。
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	16時間	
演習	居宅介護支援に関する演習	6時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	処遇が困難な事例に関する演習	20時間	
	福祉用具の操作法に関する演習	6時間	
実習	介護実習	76時間	認知症の症状を呈する老人等に対する介護実習、主任訪問介護員が行う他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携等に関する実習、老人デイサービスの業務に関する実習、訪問看護に関する実習及び地域包括支援センター又は老人介護支援センターの業務に関する実習並びに実習終了後の事例報告の検討を行う。
	福祉事務所、保健所等の老人保健福祉に係る公的機関の見学	8時間	
合 計		230時間	

※講義（84時間）うち72時間までは通信により受講可能

訪問介護員（ホームヘルパー） 2級研修課程

区分	科 目	時間数	備 考
講義	社会福祉の基本的な理念及び福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	6時間	
	老人保健福祉及び障害者福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	6時間	
	訪問介護に関する講義	5時間	訪問介護員の職業倫理に関する講義は2時間以上
	老人及び障害者の疾病、障害等に関する講義	14時間	
	介護技術に関する講義	11時間	事例の検討に関する講義は4時間以上
	家事援助の方法に関する講義	4時間	
	相談援助に関する講義	4時間	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	8時間	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4時間	
	介護技術に関する演習	30時間	
	訪問介護計画の作成等に関する演習	5時間	
	レクリエーションに関する演習	3時間	
実習	介護実習	24時間	特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習を行う。
	老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学	6時間	
合 計		130時間	

※講義（58時間）のうち52時間までは通信により受講可能

介護職員基礎研修の概要

研修の目的・概要

○ 目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○ 実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、**都道府県知事**又は**都道府県知事の指定した者**とする。

○ 対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、**今後介護職員として従事しようとする者**若しくは**現任の介護職員**とする。

○ 研修科目及び研修時間数等

別表の通り

○ その他

- ・ 平成18年度に創設
- ・ **訪問介護員養成研修修了者**については、**受講科目を一部免除**。
- ・ **各科目ごとに研修機関が修得度を評価**。
- ・ **研修事業者が教育体制（講師、設備等）等の情報項目を開示**。
- ・ **認知症高齢者へのケア**や**医療・看護との連携**等に関する内容を充実。
- ・ **講義と演習を一体的に実施**。

別表

< **500時間** >

基礎理解とその展開 (360時間)

— 講義・演習を一体的に実施 —

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 (30H)

2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解 (30H)

3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解 (30H)

4. 認知症の理解 (30H)

5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術 (90H)

6. 生活支援と家事援助技術 (30H)

7. 医療及び看護を提供する者との連携 (30H)

8. 介護における社会福祉援助技術 (30H)

9. 生活支援のためのアセスメントと計画 (30H)

10. 介護職員の倫理と職務 (30H)

※165時間/360時間は通信家庭により実施可能

+

実習 (140時間)

※ 指定研修事業者数 284事業者 (平成21年10月1日現在)
 研修修了者数 6,453人 (平成21年3月31日現在)
 従事者数 2,317人 (平成19年10月1日現在)14

訪問介護員養成研修課程修了者が介護職員基礎研修の通信課程を受講する場合のカリキュラム

1 実務経験が1年以上の訪問介護員養成研修2級課程修了者

科 目	通信時間	総時間
1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	10時間	30時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
合 計	70時間	150時間

2 実務経験1年未満の訪問介護員養成研修2級課程修了者

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	30時間	90時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
合 計	90時間	210時間

3 実務経験1年以上の訪問介護員養成研修1級課程修了者

科 目	通信時間	総時間
1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術		
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
合 計	30時間	60時間

4. 「その他の者」(実務経験1年以上)

1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解	15時間	30時間
2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解	15時間	30時間
3. 老人、障害者等の疾病、障害等に対する理解	15時間	30時間
4. 認知症の理解	15時間	30時間
5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術	10時間	30時間
6. 生活支援と家事援助技術	15時間	30時間
7. 医療及び看護を提供する者との連携	15時間	30時間
8. 介護における社会福祉援助技術	15時間	30時間
9. 生活支援のためのアセスメントと計画	15時間	30時間
10. 介護職員の倫理と職務	15時間	30時間
合 計	145時間	300時間

訪問介護員養成研修2級課程（130時間）と介護職員基礎研修（500時間）のカリキュラム比較

介護職員基礎研修は、ヘルパー2級研修のカリキュラムと比較して、認知症の理解や医療・看護の連携といった科目を創設し、介護技術に関する科目について大幅に時間数を伸ばしている。

